

船橋市物品調達指名業者選定審査会要綱

(設置)

第1条 物品調達の指名競争入札に参加させようとする業者を適正かつ公正に選定するにあたり、必要な事項を審査するため、船橋市物品調達指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 企画財政部長及び契約課長
- (3) 物品を主管する課の部長及び課長

(会長及び副会長)

第3条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は副市長、副会長は企画財政部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を掌握し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 審査会は、必要のつど会長が招集する。

- 2 審査会の議事の進行及び整理は、会長が行う。
- 3 審査会は、過半数の出席者がなければ会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査の特例)

第5条 設計額が3,000万円を超え1億円以下の物品調達に係る指名業者の選定を審査する場合（契約規則第36条に規定する議会の議決を要する契約を除く。）の審査会は、第2条の規定にかかわらず、次に掲げる者をもって組織し、企画財政部長が招集し、主宰することができる。

- (1) 企画財政部長及び契約課長
- (2) 物品を主管する課の部長及び課長
- 2 前項の審査会の議事については、前条の規定を準用する。この場合において同条中「会長」とあるのは「企画財政部長」と読み替えるものとし、企画財政部長に事故があるとき又は欠けたときは、契約課長がその職務を代理する。
- 3 設計額が3,000万円以下の物品調達に係る指名業者を選定する場合は、第2条及び第1項の規定にかかわらず、審査会を省略し、契約課長を選定することができる。

(参考意見等の聴取)

第6条 審査会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、参考意見又は

説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 審査会に出席し、又は関係した職員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、契約課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。